

空き家

由利本荘市

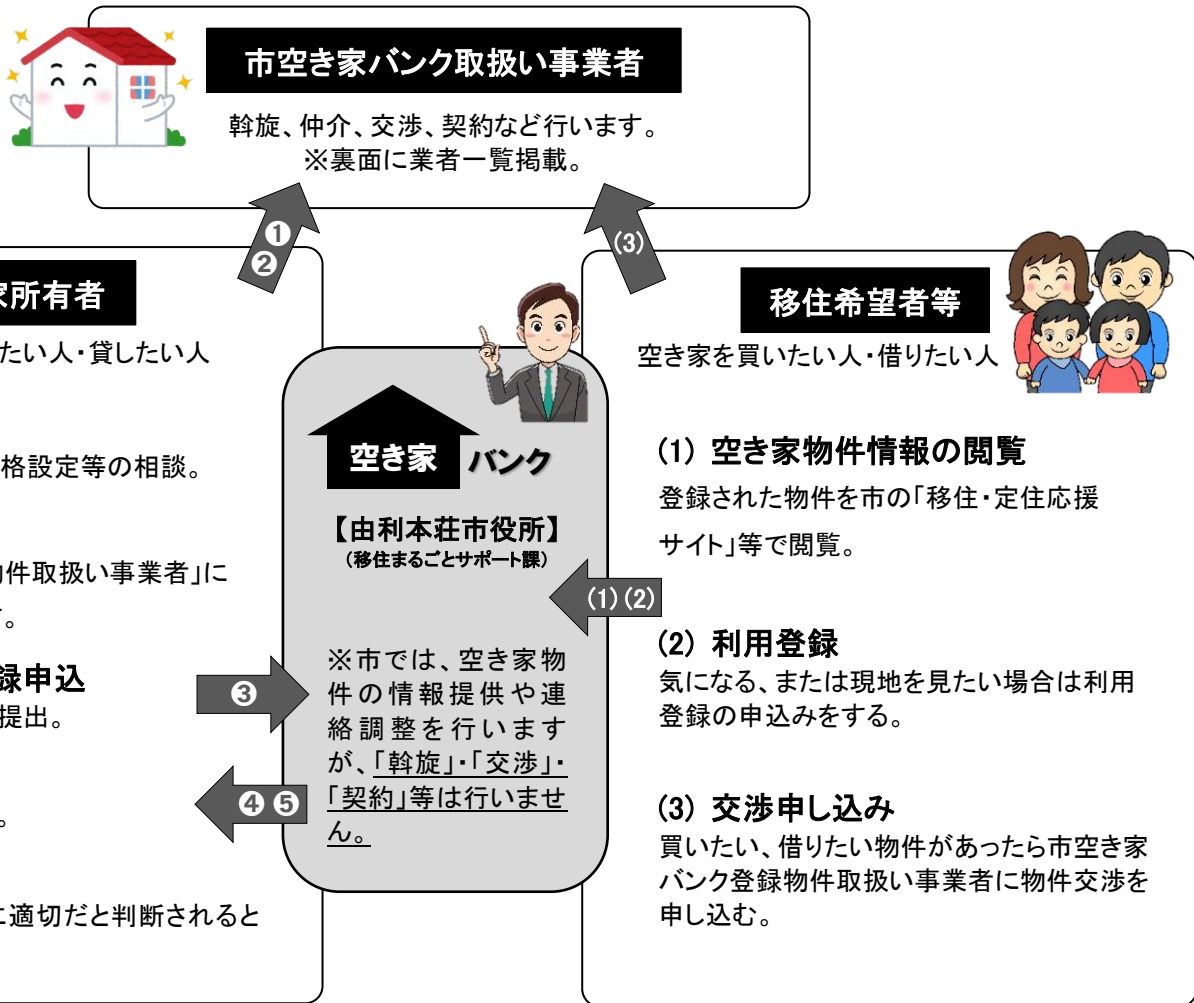
空き家バンク制度のご案内

市では、空き家の有効活用を図るため、由利本荘市への移住希望者や利活用を希望する方へ空き家情報を紹介する「空き家バンク制度」を開設しています。

登録できる空き家の条件

- ① 個人が居住を目的として建築または取得し、現に居住していない(近く居住しなくなる予定のものを含む。)由利本荘市内にある建物及び土地(以下「建物等」という。)であること。
- ② 賃貸、分譲等の営利を目的とした建物等でないこと。
- ③ 建物等の安全性、居住の場としての機能が確保されていること。

「空き家バンク」への登録と利用のながれ



お問い合わせ

由利本荘市 まるごと営業部 移住まるごとサポート課

電話 0184-24-6247(直通) メール iju@city.yurihonjo.lg.jp

市空き家バンク紹介サイト https://yurihonjo-teiju.jp/?page_id=155

